

とうほくだいがくりゅうがくせいじゅうたくほしょうせいどあんない
東北大学留学生住宅保証制度案内

— 留学生の皆さんがアパートの賃貸契約をするときに、東北大学留学生後援会が連帯保証人になる制度です！ —

だれりょう
誰が利用できる？

とうほくだいがくざいせきりゅうがくせい
 東北大学に在籍する留学生で、

- 東北大学の指導教員に指導監督者の内諾を得ていること
- 毎月の家賃を期日どおりに支払える人
- ルールを守ってアパートに住むことを約束できる人

てつづひつよう
いつ手続きが必要？

- アパートに入居するとき
- アパートを退去するとき
- アパートの契約更新をするとき
- 留学生住宅総合補償（保険）の補償期間が切れるとき
- 東北大学の学生ではなくなるとき（卒業、修了、退学など）



りゅうがくせいじゅうたくほしょうせいどりようちゅういじこう
— 留学生住宅保証制度利用の注意事項 —

1. 東北大学が定めた契約書を使って契約できる物件に限ります。
2. 申請から手続き完了まで1か月ほど時間がかかります。契約開始日は余裕を持った日程にしましょう。
3. 同居を希望する場合、同居人になれるのは配偶者か子、または東北大学の留学生に限ります。

しんせいなが
— 申請の流れ —

1. 書類を受け取る *入居開始希望日の1.5ヶ月前*
 各部署の窓口（教務係や国際交流係など）に行き、申請に必要な書類を受け取ります。
2. 書類を作成する / 留学生住宅総合補償（保険）の支払をする
 書類の書き方は、窓口で確認してください。留学生住宅総合補償（保険）は、コンビニエンスストアや郵便局などで、支払うことができます。

<必要な書類>

申請書 (様式第1号)	1通
建物賃貸借契約書 (様式第2号(1), (2))	2通
誓約書 (様式第3号)	1通
経費支弁書 (様式第4号) と収入を証明する添付書類	1通
留学生住宅総合補償支払済のレシートのコピー	1通
(配偶者がいる場合) 婚姻関係を証明できる書類	1通

<同居人の留学生>

申請書 (様式第1号)	1通
誓約書 (様式第3号)	1通
経費支弁書 (様式第4号) と収入を証明する添付書類	1通
入居者名簿 (様式第7号)	1通
留学生住宅総合補償支払済のレシートのコピー	1通

- 書類を提出する *入居開始希望日の1か月前*
 - の<必要な書類>を、書類を受け取った各部署の窓口(教務係や国際交流係など)に提出します。
- 東北大学留学生後援会からの連絡を待つ

提出された書類に不備がなければ、東北大学留学生後援会(国際サポートセンター室)からE-mailで“オンライン面接”の日程調整の連絡をします。
- 面接を受ける (Skype 使用)

東北大学留学生後援会(国際サポートセンター)での面接は、きちんとルールを守ってアパートに住むことができる人かどうかを確認するために行うものです。アパートに入居するにあたって、質問や心配なことは、面接のときに聞いてください。
- 各部署の窓口で書類を受け取りに行く

面接から約1週間後に各部署の窓口(教務係や国際交流係など)から連絡があります。連絡をもらってから、各部署の窓口で建物賃貸借契約書2通と留学生住宅総合補償(保険)の加入者控1通を受け取りに行ってください。
- 建物賃貸借契約書を不動産屋等貸主に提出する

建物賃貸借契約書を不動産屋等貸主にすぐに提出しに行きます。建物賃貸借契約書と留学生住宅総合補償(保険)の加入者控は、大切に保管してください。

【連絡先】

東北大学留学生後援会事務局 (国際サポートセンター内)

Tel : 022-795-3773 E-mail : search-housing@grp.tohoku.ac.jp

